経営推進プラン

令和2年3月

社会福祉法人龍ケ崎市社会福祉協議会



目 次

第1章	社会福祉協議会の概要			••••	1	
1	沿 革		1			
2	法人概要	••••	3			
第2章	事業の実施体制と財源				5	
1	職員体制について		5			
2	事業の実施状況について	••••	8			
3	財源について		1 0			
第3章	経営推進に向けた取組みと 本プランについ	ヽて			1 2	
1	これまでの取組		1 2			
2	経営推進における基本方針		1 3			
3	本プランの位置付けと構成		1 4			
第4章	これからの方針と課題への対	付応			1 6	
1	[方針Ⅰ] 組織力の強化		1 6			
2	[方針Ⅱ]地域福祉の推進	••••	1 9			
3	[方針Ⅲ]指定管理施設の適	適切な 🤊	管理	運営		
			2 2			
4	[方針IV]障害福祉サービス	マ事業原	折の	安定	した経	E 営
		•••••	2 4			

第1章 社会福祉協議会の概要

1 沿 革

(1) 創設期から体制の確立まで

社会福祉法人龍ケ崎市社会福祉協議会は、昭和30年に任意団体として発足した後、茨城県等の指導により法人化が検討され、昭和45年10月に厚生大臣 (当時)の認可を受けて設立されました。

しかしながら、法人維持の基盤となる財政面が脆弱で、運営が困難な状況が続いていました。その後、龍ケ崎市からの支援により本会事務局組織をはじめとした組織体制と財政基盤の強化策が講じられました。

平成2年度には、国のモデル事業「ボラントピア事業」の指定を受けてボランティア活動推進協議会を設置し、これを契機としてボランティア団体同士の連携やボランティア活動の振興について協議がなされ、平成4年3月に龍ケ崎市ボランティア連絡協議会が設立されました。

平成4年度には、障がい者の自立化を支援する「就業と社会参加の場」づくりの実現を目指して、福祉の店検討委員会を本会に設置し、福祉の店の開設準備を進めました。多くの市民から寄付金などの協力や龍ケ崎市からの財政的支援を得ることができたことで、平成6年7月、茨城県内においても先進的な取組として、障がい者自らが運営する「福祉の店ひまわり」を龍ケ崎市森林公園内に開設しました。その後も障がい者の就業実習のための事業を拡充し、障がい者自立化支援事業として発展させてきました。

(2) 法人組織の拡大期

平成8年4月には、知的障害者を対象とした「デイサービスセンター(現・障害福祉サービス事業所)ひまわり園」が龍ケ崎市によって開設され、その管理運営業務を本会に委託されることになりました。

これと同時期に,龍ケ崎市役所に隣接する旧茨城県農業改良普及所を改装した「龍ケ崎市地域福祉会館」が開設されました。そして,その管理業務を本会が受託したことに伴い,市役所第二庁舎内に置いていた事務局を同会館内に移転することにしました。その後,平成10年度において増築工事が行われ,本会の事業活動拠点及びボランティアの活動拠点が整備されました。

平成15年度において財団法人龍ケ崎市高齢者福祉事業団との統合が検討された結果,平成16年4月に同事業団の事業(総合福祉センターの管理および同センターを拠点とする事業,高齢者デイサービス,身体障がい者デイサービス

[現・障害福祉サービス事業所あざみ])と職員を本会が継承したことにより、事業や財政規模が大きく拡大しました。



(3)地域福祉へのシフト期

各種施設の管理運営を龍ケ崎市から受託し、また介護保険制度や障がい者の自立支援制度にもとづく指定事業を運営するなど、福祉事業を実施する法人として規模が拡大し、実績を重ねてきました。

このことは、龍ケ崎市における福祉的ニーズを充足する役割としては意義のあるものでしたが、法人設立の主旨である「地域福祉の推進」に関する取組みに対し、人員や予算を充当し難い状況になっていました。

この状況を重く受け止め,「地域福祉へのシフト」を重要な方針として打ち出し,地域住民との連携の強化とともに,住民にとってより身近な活動拠点の整備に注力することといたしました。併せて,各事業の意義や成果等の精査を行い,高齢者デイサービス事業,居宅介護支援事業については,一定の社会的役割を果たしたものとして廃業することにしました。

そして、「地域福祉へのシフト」の成果として、平成23年8月には支所・交流サロン・福祉の店といった3つの機能を有する「中央支所」を龍ケ崎市街地(上町)に開設しました。また、令和元年7月には、本会の二つ目の支所として佐貫市街地JR佐貫駅(当時)西口付近に「佐貫西口支所」を開設しました。いずれの支所も、社会福祉協議会の地域福祉活動の拠点であるとともに、住民の地域活動の場として賑わい、また憩いの場として親しまれており、更なる活動拠点の拡充が期待されています。



2 法人概要

(1) 設立の目的・事業

「目的」(定款第1条より)

龍ケ崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

[事業] (定款第2条より)

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査,普及,宣伝,連絡,調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- ⑤ 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な 事業

(2)役員及び評議員

[理 事]

定数 10名以上15名以内

選出区分 地区の代表 (4), 福祉団体 (2), ボランティア (2), 福祉事業経営者 (1), 行政機関 (2), 事務局職員等 (1), 学識経験者 (3)

「監事]

定数 2名

選出区分 財務諸表等を監査し得る者(1) 学識経験者又は地域の福祉関係者(1)

「評議員〕

定 数 30名以上36名以内 選出区分 地域の代表者(26)

各種団体等(10)



(3) 事務所・施設等

- ① 龍ケ崎市地域福祉会館(馴柴町834番地1)
- ② 中央支所・交流サロンりゅう・福祉の店りゅう (市2899番地)
- ③ 佐貫西口支所まいりゅうサロン(佐貫町489番地29)
- ④ 龍ケ崎市総合福祉センター (川原代町5104番地)
- ⑤ 障害福祉サービス事業所ひまわり園(高須町4207番地)
- ⑥ 龍ケ崎市ふるさとふれあい公園(高須町4145番地)
- ⑦ 福祉の店ひまわり (泉町1966番地 龍ケ崎市森林公園内)
- ⑨ 元気サロン松葉館(松葉2丁目9 松葉小学校内)



①龍ケ崎市地域福祉会館



②中央支所(福祉の店りゅう)



③佐貫西口支所まいりゅうサロン



④龍ケ崎市総合福祉センター



⑤ひまわり園



⑥龍ケ崎市ふるさとふれあい公園



⑦福祉の店ひまわり



®cafe たつのこ



⑨元気サロン松葉館



第2章 事業の実施体制と財源

1 職員体制について

(1) 雇用形態ごとの状況

平成16年4月の高齢者福祉事業団との統合当時は、正職員44名、龍ケ崎市からの派遣職員3名、嘱託員はフルタイムとパートタイムを合わせて11名、合計58名の体制でした。

正職員については、定年や自己都合等により18名が退職したことで、現在の正職員数は26名になっています。

一方,嘱託員については,統合時11名であったものが,現在では20名となり,全スタッフに占める嘱託員の割合は19%から41. 7%に増加しています。

統合(平成16年4月1日)当時

区分	社 協	事業団	合 計
正職員	2 6	1 8	4 4
市派遣職員	1	2	3
嘱託員	5	6	1 1
合計	3 2	2 6	5 8



令和元年8月1日現在

区分	人数
正職員	2 6
市派遣職員	2
嘱託員	2 0
合計	4 8

【課題】

正職員数は統合時の6割まで減少しており,人員の不足を嘱託員で補っている状況です。

一方で、事業については、社会的な情勢の変化やニーズの高まりから拡 大傾向にあります。

このため職員の負担が増加傾向にあるとともに、今後の新規・重点事業の企画や運営のための人員確保が困難な状況であり、法人活動の停滞が懸念されます。

(2)年齢の分布

下の表は、正職員を年齢別で分類したものです。

【年齢別表】

平成31年4月1日現在

20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	合 計
0	1	2 0	5	2 6



最も多い年代は40歳台であり、平成31年4月1日を基準日として平均年齢を 計算すると46.6歳となります。

平成15年4月を最後に新規採用は行っておらず,平成16年4月の高齢者福祉 事業団との統合当時最も多かった30歳前後の職員が年齢を重ねた結果,現在では 40歳台が77%を占めるようになりました。

【課題】

年齢構成の不均衡が顕著であり、若い世代がいないことで組織の持続性が危ぶまれます。現況のまま5年間が経過した場合、2名が定年退職し、平均年齢は50.6歳となります。

平成15年4月以降行っていなかった新規職員採用を早急に再開し、また定期的に実施することで、年齢構成の不均衡を解消させるとともに、新しい世代への知識・ノウハウの継承を行わなければなりません。

また,人材確保の観点や労働行政の動向から,定年制や定年退職した職員の再雇用についても併せて検討する必要があります。

(3)業務別の配置状況

次に、職員の配置状況を部門別に分類した場合、以下のようになります。なお、 この分類は、実際の係等とは別に、業務の種類や分野ごとに分けたものです。

【業務別の職員配置表】

令和元年8月1日現在

						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区分	正職員	市派遣	嘱託員	合計	嘱託員 の割合	業務等
管理職	3	2		5		
	(11.54%)	(100.00%)		(10.42%)	0.00%	
総務	2			2		
	(7.69%)			(4.17%)	0.00%	
支 所・	2		4	6		
福祉の店	(7.69%)		(20.00%)	(12.50%)	66.67%	
地域福祉	6			6		
	(23.08%)			(12.50%)	0.00%	
指定管理	3		5	8		総合福祉センター、公園、
•受 託	(11.54%)		(25.00%)	(16.67%)	62.50%	元気サロン松葉館
障害福祉	9		11	20		あざみ, ひまわり園,
事業所	(34.62%)		(55.00%)	(41.67%)	55.00%	相談支援



市への	1			1		
実務研修	(3.85%)			(2.08%)	0.00%	
合 計	26	2	20	48		
	(100.00%)		1	(100.00%)	41.67%	

※小数点以下第3位を四捨五入しているため、合算して100%にならない箇所があります。

この表から、社会福祉協議会が設立の目的とする地域福祉よりも、障害福祉サービス事業所や受託事業に多くの人員が配置されていることが分かります。

また,指定事業所や受託事業は嘱託員の割合が多いことも特徴であり,事業所の 人員配置基準を満たすために嘱託員を配置している状況と言えます。

【課題】

職員数が減少し、補充のための採用も行われていない中、地域福祉部門 への職員配置が困難な状況です。

正職員が不足している中にあっても,障害福祉サービス事業所や施設に おいて管理・監督の任を担う正職員は一定数必要であり,嘱託員での代替 は限界であると考えらえます。

これらの状況を踏まえ、業務の種類や規模に応じた適切な人員配置が必要です。



2 事業の実施状況

本会では、これまでの経緯や各機関との関係などから様々な種類の事業を行っており、これらを目的別に分類したものが次の表です。

【目的別事業分類表】

目的	J	事 業 名
①福祉活動振興 ②市民交流		広報啓発事業 社会福祉大会事業 ボランティアセンター事業 ボランティア振興事業 青少年ボランティア育成事業 障がい者地域生活支援事業(手話入門・要約筆記等) ふれあいネットワーク事業 ふれ愛キャンプ ふれ愛広場
		ふれで変化でする。 ふれで変化でする。 ふれ変のリスマス 歳末ふれ愛訪問事業 歳末地域たすけあい助成事業 いきがい交流事業
③生活支援	継続	ふれ愛給食サービス事業 障がい者地域生活支援事業(点字・声の広報) 日常生活自立支援事業 在宅福祉サービス事業 地域ケアシステム推進事業 ひまわり園 あざみ 特定相談支援事業 障がい者自立化支援事業
	随時	ふれあい相談サロン 生活支援事業(見舞金・福祉機器貸出) 生活福祉資金貸付事業 緊急小口資金貸付事業 障がい者地域生活支援事業(スポーツレクリエーション) シルバーカー購入助成事業 チャイルドシート等購入助成事業
④いきがいづくり	,	総合福祉センター ふるさとふれあい公園 元気サロン松葉館 敬老会事業 中央支所「交流サロンりゅう」 佐貫西口支所「まいりゅうサロン」



このように事業の種類が多いことから、本会の活動に対して「分かりづらい」という印象を持たれることがあります。

しかしながら、いずれの事業についても、長い歴史の中、社会的な求めに応じて 実施に至ったものであり、本会が社会福祉の事業体として積極的に役割を果たして きた成果であると言えます。

本会にとって特徴的で歴史のある事業として「ふれ愛広場」「ふれ愛キャンプ」「ふれ愛クリスマス」などの交流事業があげられます。これらは、障がいがある人もない人も平等の立場で参加できることを理念として、ノーマライゼーション思想が未だ一般的ではなかった時代から続けているものです。また「同じ行事に参加することで、お互いを地域の一員として認め合うようになること」という目的は、昨今しきりに謳われている「共生社会」に通じるところがあります。

これらの事業の企画や運営には、多くの関係者やボランティアが参画しており、 このような協働事業を通じてボランティアとの協働体制を築き上げてきたことが 本会の特色です。

そして、地域への働きかけによって住民同士の助け合いを醸成し、多くの方が様々な活動に参加することによって地域に大きな力が生まれる、そのような地域が本会が目指す地域の在り方と言えます。

一方で、地域の助け合いだけでは解決できないような福祉ニーズは、行政や社 会福祉協議会にその対策が求められているものと考えられます。

【課題】

今後も社会情勢やニーズの変化を捉え、重点的に取り組むべき事業に注力するため、既存の事業に見直しを加えながら合理的で効果的な事業運営に努めなければなりません。

そして, 社会福祉協議会の主旨である「地域福祉の推進」を改めて強く認識 し, 取組の充実を図ることが大きな課題です。

また、障害福祉サービス事業所、龍ケ崎市からの受託事業についても適切な 事業運営を図ることにより、社会福祉協議会全体の評価が高まるものと思われ ます。

これらの事業を積極的に展開するためには、様々な知識や技能、経験を有する職員の育成等により、組織体制の強化が必要となります。

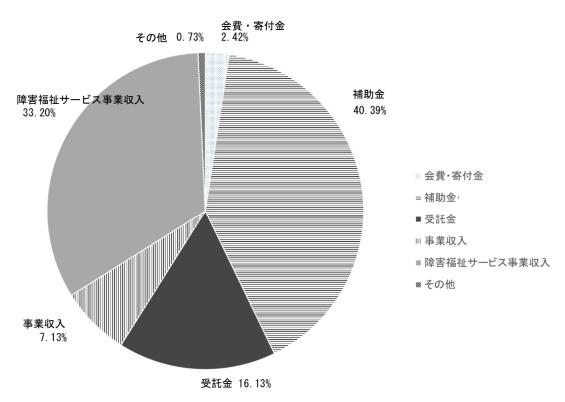


3 財源について

平成30年度決算における「事業活動による収入」を整理したのが次の表です。

【財源内訳表】

科目	金額	率
寄付金収入	1, 126, 008	2. 42%
会費収入	6, 431, 366	
補助金収入	126, 342, 261	40.39%
受託金収入	50, 447, 040	16. 13%
事業収入	22, 319, 629	7. 13%
障害福祉サービス事業収入	103, 878, 518	33. 20%
その他の収入	2, 289, 240	0.73%
合 計	312, 834, 062	100.0%



本会の財源は、従前は市からの補助金と会費収入が主体でしたが、その後、事業 受託に伴う受託金が増えていきました。そして、その受託事業の大半が、制度改革 に伴い関係法規に規定する指定事業所として実施することになったことから、受託 金から介護保険事業収入や障害福祉サービス事業収入に振り替わっていきました。 障害福祉サービス事業収入は、サービスの対価であり、利用者の数や利用回数に



より増減するとともに、国の報酬改定にも左右される性質があります。平成30年度決算では、障害福祉サービス事業収入は全体の33.2パーセントを占めており、この事業の実施状況が法人全体に影響を及ぼす規模となっています。

【課題】

会費収入は、収入全体の割合としては大きなものではありませんが、金 銭的な利益を生まない地域福祉事業の財源であるとともに、社会福祉協議 会の自主性を示す非常に重要なものとして、その確保が大きな課題です。

指定障害福祉サービス事業の利用料収入を安定的に確保することが重要です。そのため、利用者や家族に選ばれるような魅力ある施設運営が必要です。

市からの受託事業についても、充実した事業運営と適切な予算執行に努めることにより、社会福祉協議会の信頼の向上に努めます。



第3章 経営推進に向けた取組みと本プランについて

1 これまでの取組み

本会における経営改善・推進に向けた取組みについては、平成21年度に 策定した「経営改善計画」にもとづき、職員給与の5%削減や通所施設の補 助率低減などの財政面のほか、事務事業の見直しを行ってきました。また、 新たな活動拠点として交流サロンの機能を有した中央支所を開設したり、指 定管理者として運営する施設の利用時間の延長など事業の拡充を図ってまい りました。

そして、平成26年度を初年度とした「経営推進プラン」においては、賛 助会員制度の創設や、ふるさとふれあい公園等における新たな交流事業、中 央支所・佐貫西口支所といった活動拠点の充実など、発展的な施策を展開す る一方、介護保険事業など一定の社会的役割を果たしたとして廃業したもの もありました。

このように、中期的な視野のもと、重要課題について検討し、目標を設定 して実行するとともに、経営上の重要な決断をしてきました。

今般,新たな計画策定にあたり,これまでの経営推進に向けた取組みを整 理しつつ、新たな課題に向けた行動を定め、取り組むこととします。

経営改善計画

(平成21~23年度)

〈事業に関すること〉

- ・地域福祉へのシフト
- ・ 施設利用時間の延長

〈組織・人事・給与に関すること〉

- ・組織の再編
- ・給与の見直し
- · 職員研修, 人事交流

〈経営に関すること〉

- ・ 通所施設利用者の確保
- ・龍ケ崎市からの補助率低減

経営推進プラン

(平成26~令和元年度)

〈組織力の強化〉

- ・ 賛助会員制度の創設
- 人事評価制度の導入
- ・ 事務の効率化

〈地域福祉の推進〉

- ・地域活動への助成
- ・ 地域福祉活動計画の策定
- ・ 佐貫西口支所の開設 〈指定管理施設の充実〉

- ・新しい行事の開催
- ・ 利便性の向上

〈サービス事業所の充実〉

- ・新規利用の拡充
- ・関係機関との連携



2 経営推進における基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する団体として 定義付けられており、その定義が運営の根幹となっています。

地域福祉とは、龍ケ崎市第2期地域福祉計画において「子どもから高齢者、障がいのある人もない人も『住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、地域住民が主役となって進める地域づくりの取組み』のこと」としています。

すべての人が地域の一員として尊重され、安心した暮らしを続けられるためには、地域の人々が協力し合い、様々な課題の解決に向けて取り組むことが大切です。

本会としては、自らが社会福祉の団体として事業を展開するとともに、コーディネートや情報提供など、地域福祉の中心的な担い手である地域住民の活動を支援していきます。 ⇒ 《地域福祉の推進》

しかし, その前提として, 本会が継続して力を発揮するためには, 経営基盤が確立されていなければなりません。

特に、人員体制については、長い期間にわたり職員の新規採用を行っていなかったことから、職員数の減少と年齢構成の不均衡が生じており、組織の持続性の観点から計画的に是正・適正化することが不可欠となります。

⇒《組織力の強化》

また、本会は、龍ケ崎市等から事業を受託したり、指定障害福祉サービス事業所を経営するなど、龍ケ崎市における福祉の受皿としての役割も期待されています。

指定管理者として龍ケ崎市の指定を受けている施設については、市民共有の 財産を適切かつ効果的に運営をすることが求められます。委託元から提示され た仕様に留まらず、本会がこれまで培ったノウハウや地域とのつながりなど、 本会の特性を活かした特色ある運営を行っていきます。

⇒《指定管理施設の適切な管理運営》

指定障害福祉サービス事業所については、利用人数ごとに人員の基準が示されており、その基準を満たした人員配置が求められます。また、サービス提供の対価として公的な資金を財源とする報酬を得ていることから、利用者数の増減が法人全体に及ぼす影響も大きいと言えます。このことから、地域福祉に重点を置きつつ、指定事業所としてのバランスのとれた経営を行っていきます。

⇒《障害福祉サービス事業所の安定した経営》



3 本プランの位置付けと構成

(1) 本プランの位置付け

本プランは,本会の経営に関する基本的な方針を定め,方針ごとの重点課題について法人全体で取組み,解決を図るための計画とします。

各年度の事業計画の策定や法人経営上の企画・調整にあたっては、本プランとの整合を図るものとします。

(2) 本プランの構成

経営上の方針に対し、重点課題を位置付けます。そして、重点課題ごとに解決に向けた取組内容(アクション)を定めるものとします。

本プラン策定にあたり,以下のとおり「方針」と「重点課題」を掲げ, これを骨子とします。

経営推進プランの骨子

方針 I 組織力の強化

重点課題 1 経営基盤の強化

2 人材と組織体制の整備

方針Ⅱ 地域福祉の推進

重点課題 1 地域福祉の担い手の支援,育成

2 地域の課題に即した事業・サービスの実施

方針皿 指定管理施設の適切な管理運営

重点課題 利便性向上と活動や参加の機会創出により 親しまれる施設運営

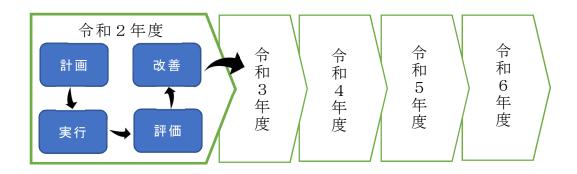
方針Ⅳ 障害福祉サービス事業所の安定した経営

重点課題 支援内容の充実と特色あるサービスにより 選ばれる事業所経営



(3)計画期間と進捗管理

本プランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。 ただし、課題の達成状況や時勢の変化等により、必要に応じて修正を行う こととし、毎年度終了後にその確認をします。



また,重点課題ごとに定める取組内容(アクション)については,年度ごとに達成目標を定めることとします。

そして,計画的な取組の遂行のため,半年ごとに進捗状況を整理し,毎年 度終了後に取組みの成果や目標の達成状況について検証するものとします。

第4章 これからの方針と課題への対応

1 [方針Ⅰ]組織力の強化

(1)基本姿勢

本会は、これまで「地域福祉の推進」を重点課題とし活動を展開してきました。

そして,これからも龍ケ崎市における地域福祉を推進する団体として,本 会の特性を活かした取組み,地域に根差した事業の実施が求められます。

一方で、組織を維持し活動を継続するためには、人材や資金といった経営 資源が確保されなければなりません。また、本会の 活動は多岐にわたっているため、これらの資源を計 画的に、適切に配分する必要があります。

今後も組織的な事業展開を継続しつつ,情勢の変化に対応していくためには,組織そのものの体力, すなわち組織力を行っていかなければなりません。



▲地域福祉会館

(2) これまでの取組みと今後の重点課題

社会福祉協議会が会員を基調とした組織であることに鑑み,市民の認知向上を図り,会費収入を自主事業の重要な財源としてきました。このことは, 今後も,更に様々な機会や手法により継続して取り組むべき課題です。

そして,人材や資金といった経営資源を確保し,適正に配分するととも に,経営状況について執行機関である理事会,議決機関である評議員会に適 時報告し協議を図ることで,組織の基盤強化につなげることとします。

重点課題

- 1 経営基盤の強化
- 2 人材と組織体制の整備



(3) 重点課題ごとの取組み

1 経営基盤の強化

① 市民の認知向上

【アクション】

広報紙,ホームページ,SNSなど広報媒体やその他様々な機会を とおして積極的にPRを行い,本会の活動に対する市民の理解を広め ます。

PRにあたっては、市民にとって身近な情報や親しみやすい媒体づくりを進めます。

② 財源の安定確保と効果的な配分・執行

【アクション】

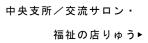
世帯を対象とした**一般会費**,企業・事業所等を対象とした**賛助会費** の他,事業収入や財源を確保する取組みを検討します。

また、限られた財源を時勢に合わせて**効果的に配分**するとともに、 創意工夫により**効率的な予算執行**を進めます。

③ 経営状況の適時報告と協議

【アクション】

本会の事業の実施状況、収支の状況について、年度内において定期 的に理事会で協議し、評議員会に報告をします。その他、その他経営 上重要な事項について、協議、報告をします。





2 人材と組織体制の整備

① 職員体制の整備と人材育成

【アクション】

本会が継続して事業を実施し、龍ケ崎市における地域福祉を推進するため、職員体制に関する課題を整理し、将来に向けた計画(職員採用・配置計画)を策定します。



また,人材育成を目的とした**人事評価制度**を継続するとともに,各種研修会の実施・他団体主催の研修への参加を推奨します。

② 事務事業の見直しと効率化

【アクション】

各年度の終了後,事務事業の実施状況や成果を検証し,特に検討が 必要な事務事業について,総合企画委員会において改廃,方針の変更 等を協議します。

③ 職員間の情報共有

【アクション】

本会では、業務の性質ごとに部署を設け、分掌して業務を行っていますが、組織全体で協力しながら目標を達成するためには、課題や情報を共有することが不可欠です。

職員会議やグループウェアなど、様々な機会あるいはツールを活用 して、円滑な情報共有と意見交換を行います。また、経営上重要な事 項について、認識を共有し討議を行います。



2 [方針Ⅱ] 地域福祉の推進

(1)基本姿勢

私たちの地域には、年齢や性別が異なる方、様々な個性や背景を持った方が暮らしています。そして、中には生活する上で何らかの支援を必要とする方もいます。

どのような状況であっても、すべての人が、同じ地域で暮らす一員として 互いに尊重し合い、助け合う地域をつくること、そして地域ぐるみで地域の 課題を解決する取組みが地域福祉であると考えます。

地域福祉を推進する団体として,地域福祉の担い手として大きな役割を担う地域住民を支援するとともに,地域の課題に関心を持ち,これから活動に



▲ふれ愛給食サービス

参加する方を増やしていくことが本会の大きな役割です。そして、これらの人、場所、機会、情報をコーディネートすることが活動の活性化にとって重要な取組みとなります。

一方で、地域の課題に関して、住民や関係機関と協働し、あるいは福祉団体としての専門的な見地を もって事業を実施していくことが求められます。

(2) これまでの取組みと今後の重点課題

住民自治組織は、市民生活において基礎となる互助組織であり、地域福祉と密接な関りがあります。これまで「ふれあいネットワーク事業」と称して 実施してきた訪問活動については、これを継続し、今後も積極的なコミュニケーションを図ることとします。

今後,地域福祉の担い手として現に福祉活動をしている方だけでなく,福祉に関心がある方を活動に結びつける働きかけを行い,地域福祉の裾野を広げます。

また、地域福祉活動に関する人や場所、情報など をコーディネートすることで、住民による主体的な 活動を支援するとともに、これらの方々との協働事 業、ニーズに即した事業を実施することとします。



▲ジュニアボランティアスクール

重点課題

- 1 地域福祉の担い手の支援、育成
- 2地域の課題に即した事業・サービスの実施



(3) 重点課題ごとの取組み

1 地域福祉の担い手の支援、育成

① 地域における主体的な活動の振興

【アクション】

コミュニティセンターの区域ごとに担当職員を定め、住民とのコミュニケーション等を通じて実情把握や情報収集を行い、福祉や社会資源に関する情報提供やコーディネートを行います(**ふれあいネットワーク事業**)。

また、相互交流を目的とした行事や地域福祉活動など、地域における主体的な取組に対し、イベント用品の貸出や歳末たすけあい募金を 財源とした助成金の交付を行うことで、活動の振興を図ります。

② ボランティアの育成・活動支援

【アクション】

ボランティア団体や福祉関係者の協力を得ながら、ボランティア活動に関心がある方、これからボランティア活動をしたい方を対象としたボランティア講座や福祉出前講座を開催します。

また、地域福祉の普及や啓発を目的とした**ボランティア講演会**を開催します。

③ 地域福祉の活動拠点の充実

【アクション】

中央支所, 佐貫西口支所は, 開設以来本会の 地域福祉推進の活動拠点として, また, 地域 住民の身近な相談場所, 活動場所として親しま れています。

これらの施設を有効活用し、機能を充実させることで利用促進を図り、住民の暮らしや地域における活動を支援します。

また、これまでの運営の実績を踏まえつつ、新たな展開について検討します。



▲佐貫西口支所まいりゅうサロン



2 地域の課題に即した事業・サービスの実施

① 災害ボランティアセンター開設に向けた体制整備

【アクション】

災害発生時の被災者の支援にあたっては,ボランティアが大きな力 を発揮します。

災害ボランティアセンター開設を想定した**運営マニュアルの整備**やセンター運営の**訓練**,関係機関との協力体制の構築等により、将来発生し得る災害に備えます。

② 障がい者自立化支援事業の充実

【アクション】

障がいがある方の職業実習や社会参加は、本会が長年取り組んできた重要なテーマであり、地域共生の考えのもと、今後も積極的に実施すべきものと考えます。

適性に応じた実習をとおして、障がいがある方が地域の一員として充実した暮らしが送れるよう支援するとともに、活動に対する住民の理解を広めます。



▲福祉の店移動販売

③ 生活支援に関する施策の検討

【アクション】

住民主体の地域福祉を進める中,地域に潜在するニーズが浮かび上がってくるものと思われます。

そのようなニーズと福祉団体としての専門性にもとづき,心身の障がいや認知症,経済的な事情等によって日常生活に課題のある方に対する施策を検討します。



3 [方針皿] 指定管理施設の適切な管理運営

(1)基本姿勢

現在,本会は龍ケ崎市の指定を受け「総合福祉センター」「ふるさとふれあい公園」の両施設の管理運営を行っています。

いずれの施設も、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなど、地域住民 の活動の場として、また憩いの場として親しまれていることから、地域福祉推 進のための重要な資源であると言えます。



▲総合福祉センター

そして,市民共有の財産であるこれらの施設を 適切に管理するとともに,本会の特性を活かした 運営をすることが指定管理者としての本会の責 任であり,それを全うすることにより,本会の信 頼と評価の向上につながるものと考えます。

(2) これまでの取組みと今後の重点課題

これまでの利用者アンケートにもとづく施設整備や,季節の行事(芋煮会,星空観察会など)や親子体験教室(絵画,陶芸など),高齢者スポーツ大会など

を実施し、利用者の人数のみならず、利用者層の拡大に努めてきました。

そして,これからも来館者・来場者が快適に利用してもらえるよう利便性の向上に努めるとともに,これまで築き上げてきたボランティア連絡協議会や長寿会連合会,地域の関係者との協力関係によって独自の事業を実施するなど,特色ある施設運営に努めます。



▲高齢者スポーツ大会

重点課題

利便性の向上と活動や参加の機会創出により 親しまれる施設運営

- a 総合福祉センター
- b ふるさとふれあい公園



(3) 重点課題ごとの取組み

a 総合福祉センター

① 施設の適正管理

【アクション】

来館者が快適に利用できるよう便宜を図るとともに,各スペースの 有効的な活用方法を検討します。

また,市所管課との連携を密にし,適切に保守点検等を行うことで,施設の機能維持に努めます。

② 交流や参加・体験の機会創出

【アクション】

総合福祉センターの施設を活用し、**住民相互の交流を促進する事業** を実施するなど、様々な利用の機会を創出します。

事業の実施にあたっては、関係団体や地域の人材の協力を得なが ら、施設を身近に感じてもらえるような取組になるよう努めます。

b ふるさとふれあい公園

① 施設の適正管理

【アクション】

豊かな自然の中で、様々な世代の方が思い思いに創作活動やスポーツができることがこの公園の大きな魅力です。

来場者が快適な環境の中で充実した活動ができるよう,アトリエやグラウンドの適正な環境整備に努めます。

② 交流や参加・体験の機会創出

【アクション】

ふるさとふれあい公園の施設を活用し、**健康促進や住民相互の交** 流、参加・体験型など様々な事業を実施することで、幅広い層の方々 の利用を促進します。

事業の実施にあたっては、ボランティア連絡協議会や長寿会連合会、地域の人材からの協力を得ながら、参加者が自然に親しみ、施設の魅力を感じられるように取り組みます。



4 [方針Ⅳ] 障害福祉サービス事業所の安定した経営

(1)基本姿勢

指定障害福祉サービス事業所である「ひまわり園」「あざみ」は、地域で暮らしている障がいがある方が通い、身の回りの介助や、日常動作の自立のための機能訓練、就労実習などの支援を行う施設です。

また「特定相談支援事業」は、障がいがある方の相談に応じるとともに、日常生活や社会参加に必要なサービスの利用計画の作成などを行う事業です。このことから、障がいがある方に密着し、地域における生活の基盤を支える事業であると言うことができます。

同種の仕組みである介護保険事業所については,前期プランにおける検討の 結果,一定の社会的役割を終えたものとして廃止しましたが,これらの指定障

害福祉サービス事業所については、地域のニーズを充足できる程の事業所がないことから、今後も継続してサービス供給の役割を担う必要があります。

しかし、過当な競争とは言えないまでも、利用者の選択の幅は広がっています。利用者が安心して利用できるためにも、一定の利用者数のもと安定的に事業所経営をすることが大きな課題となります。



▲ひまわり園

(2) これまでの取組みと今後の重点課題

事業開始当初は、龍ケ崎市からの受託事業として実施していましたが、制度 の改正に伴い、所轄庁の指定を受けた「指定事業所」という仕組みとなりまし た。これにより、施設経営の財源は、従前の委託料から、利用者に提供した支 援の内容や時間等の実績に応じたサービスの対価として支払われる「自立支援 給費」となりました。



▲あざみ野外学習

以降,経営体質の改善により,財源の安定 確保と龍ケ崎市からの補助額の低減に努めて きたところです。

今後の事業の実施にあたっては、事業所の 特色を活かし、それぞれの利用者に寄り添い、 地域に根差したサービスの提供に努めます。



重点課題

支援内容の充実と特色あるサービスにより 選ばれる事業所経営

- a ひまわり園
- b あざみ
- c 特定相談支援事業所

(3) 重点課題ごとの取組み

- a ひまわり園
 - ① 実習や社会参加等の機会充実

【アクション】

知的に障がいがある方のひとり一人の特性を充分に理解し,**個別に支援目標を定め**,きめ細かな支援を行っていくことで,地域社会の中で生活が送れることを期待します。

特に**就労支援**にあたっては**,特性に応じてできるだけ多くの中から選択**ができるように**,**様々な種類の作業を受注し**,**また本会が実施する障がい者自立化支援事業と連携することとします。

② 関係機関との連携・情報発信

【アクション】

安定した事業所経営には、一定の利用者確保が必要となります。 龍ケ崎市や特別支援学校、相談支援専門員との連携により**ニーズを 把握**するとともに、様々な機会を通じ、事業所の概要や特色など本人 や家族が求める情報を提供し、継続的な利用につなげます。



b あざみ

① いきがいと安心を基調とした事業所経営

【アクション】

身体に障がいがある方が、地域の中で生きがいを持って生活できるよう、趣味活動や社会体験の機会の充実を図ります。

また近年, 重度障がいの利用者が増えていることから, **介護技術・知** 識**の向上**を図り, 安心と信頼が得られる事業所を目指します。

② 関係機関との連携・情報発信

【アクション】

安定した事業所経営には、一定の利用者確保が必要となります。

龍ケ崎市や特別支援学校、相談支援専門員、リハビリを提供する医療機関等との連携により**ニーズを把握**するとともに、様々な機会を通じ、事業所の概要や特色など本人や家族が求める**情報を提供**し、継続的な利用につなげます。

c 特定相談事業所

① 関係機関との連携による安定した事業経営

【アクション】

これまで、本会が公共性の高い法人であることを背景に、龍ケ崎市等からの相談により、支援困難とされるケースの受入れを行ってきました。

困難ケースの対応には、専門の医療機関や行政、学校関係者などとの 連携が重要であり、本事業所はこういった関係者と密に連携を取ること ができる立場にあります。

今後も様々な要望に対して適切に対応することで事業所としての評価を得,もって安定的な事業経営を図ります。



経営推進プラン 令和2年3月

社会福祉法人龍ケ崎市社会福祉協議会

〒301-0007 龍ケ崎市馴柴町 834番地1

電 話 0297-62-5176 FAX 0297-62-5575

E-mail info@ryu-shakyo.jp